

柏原市立図書館雑誌スポンサー制度募集要項

雑誌スポンサー制度とは、雑誌の購入費用を負担していただき、その雑誌にスポンサーとなられる方の名称と広告を掲載する制度です。

柏原市立図書館（以下「図書館」という。）の雑誌を広告媒体として利用することにより、民間事業者等の事業活動を促進するとともに、雑誌コーナーを充実させることで市民サービスを向上させることを目的とします。

1 募集内容

スポンサー対象	企業、団体等の法人および個人事業主
雑誌の選定	図書館指定の「雑誌一覧」（別紙）より選定していただきます。
広告の規格、表示方法	雑誌の表面には雑誌スポンサー名を印刷したシールを貼付します。 裏面の広告は、片面・両面印刷どちらでも可とします。 広告の大きさは雑誌により異なります。それぞれの雑誌については、「雑誌一覧」の広告サイズをご覧ください。 詳細な大きさは、以下のとおりです。 「A4」…… 縦297mm 横210mm以内 「B5」…… 縦257mm 横182mm以内 「A5」…… 縦210mm 横148mm以内 ※広告は雑誌スポンサーが必要枚数を作成してください。
スポンサー期間	1年間の年度単位とします。 年度の途中でのお申込みの場合は、その翌月から当該年度の3月31日までとします。 また、その年度の3月5日までに継続の申し込みをし、可とする決定を受けた場合は、引き続き1年間継続できます。
広告表示期間	スポンサー誌の受入から1年間または、雑誌保存期間のどちらか短い方。
配架場所	柏原市立柏原図書館、国分図書館 雑誌コーナー

2 掲出できない広告等

- (1) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 性差別、性別による固定的な役割分担、暴力的行為を助長する表現又は著しく性的感情を刺激する表現のもの
- (3) 法律で禁止されている商品若しくはサービス、無認可の商品若しくはサービス又は粗悪品などの不適切な商品若しくはサービスを提供するもの
- (4) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (5) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (6) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (7) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (8) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (9) 社会的に不適切なもの
- (10) 国内世論が大きく分かれているもの
- (11) 懸賞広告、クーポン広告
- (12) 解雇広告
- (13) 皇室関係の写真、紋章を使用したもの
- (14) 氏名、肖像など本人に無断で使用したもの、明らかに模倣、盗作などとみなされる表現のもの
- (15) アマチュアスポーツ選手や役員の氏名、写真、推薦文を使用したもの
- (16) 国土地理院の地図を無断で使用したもの

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす企業、団体等の法人および個人に限り、応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被補佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団又はその他暴力的団体の構成員でないこと。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体

に属するものでないこと。

- (4) 市の指名停止措置を受けている者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者でないこと。
- (5) 市税の未納がないこと。

4 申込方法

掲示物	広告を掲載しようとする月の前月の5日までに以下の書類に必要事項を記入して提出してください。（各1部） ①柏原市立雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号） ②申込書に添付する書類 ・広告図案 ・会社概要等（業種等がわかるもの） ・市税の未納の税額がないことを証明できるものの写し
申込および問合せ先 （持参又は郵送）	〒582-0007 柏原市上市4-1-27 柏原市立図書館 1階事務室 電話番号 072-971-0335
申込期間	随時募集

5 スポンサー及び広告の内容審査及び決定方法等

「柏原市有料広告掲載に関する取扱要綱」、「柏原市広告掲載基準」及び「柏原市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱」の規定により審査し、決定・通知します。

6 雑誌購入代金の支払方法

- (1) 提供していただく雑誌の代金は、図書館指定の納入業者に、広告掲載期間分の金額を一括して掲載開始月にお支払いいただきます。
- (2) 振込手数料等の経費は雑誌スポンサーの負担となります。
- (3) 提供する雑誌が休刊・廃刊した場合は、図書館と協議の上、前記「雑誌一覧」中の別の雑誌に振替させていただきます。
- (4) 前項の場合など、期間中に雑誌代金に変更になった場合は、納入業者と協議し、調整していただきます。
- (5) 広告掲載期間中、広告を取り下げる場合でも、すでにお支払いいただいた代金を返金することはできません。

7 その他

- (1) 掲載した広告についての一切の責任は、雑誌スポンサーが負うものとします。
- (2) スポンサー誌の取扱いは、図書館所蔵の雑誌と同様とします。